

第 28 回行徳臨海部まちづくり懇談会議事内容

日 時：平成 22 年 3 月 25 日（木）18:30～20:30

会 場：行徳文化ホール I&I 大会議室

出席者：西村座長（東京大学教授） 風呂田委員（東邦大学教授）
歌代委員（南行徳自治会連合会） 安達委員（三番瀬環境市民センター）
丹藤委員（行徳まちづくりの会） 東委員（行徳野鳥観察舎友の会）
藤原委員（市川市行徳漁業協同組合） 及川委員（南行徳漁業協同組合）
佐々木委員（塩浜協議会まちづくり委員会） 門田委員（都市再生機構）
川口委員（市川市民）

事務局（市川市 行徳支所 田草川支所長、東條次長

” ” ” 臨海整備課 森川課長、栗林室長、川野主幹、
片田主幹、高野副主幹

” ” ” 地域整備課 笠間副主幹

<開会>

事務局（高野）

定刻になりましたので、まだ来ていない方もございますがこれから始めさせていただきます。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から第 28 回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会を始めさせていただきます。私は本日司会進行を務めさせていただきます臨海整備課の高野と申します、よろしくお願ひします。それでは初めに本日欠席の方を報告させていただきます。本日は熊川委員、土屋委員、高橋委員が所用のため欠席するとご連絡いただいております。また、市川市行徳漁業協同組合の藤原委員が遅れるということでご連絡いただいております。それでは議事に入ります前にお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。第 28 回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会のレジメがございます。これが一つの綴りになっておりまして、いちばん最後のページがケース 1 からケース 5 となっております。また別添資料であります漁港施設配置計画の A3 のペーパーが 1 枚ございます。こちらについては懇談会終了後に回収させていただきますのでよろしくお願ひします。その他に前回の懇談会の議事録、あと委員任期の延長の関係の資料があります。いかがでしょうか。資料に不足がないようでしたら議事の進行を座長の西村先生に引継ぎたいと思います。西村先生、よろしくお願ひします。

西村座長

こんばんは、よろしくお願ひします。前회가クリスマスイブということで、今回が年度末のすごい時で、なにか変な時期にばかり会議をやっていますね、これは。なにか非常にユニークな日を選ばれている訳ですが、それでは今日とはとくに決めることは無いわけですが

前回懸案になっている漁港の問題やその他ありますので、まず資料-1 から 3 までア、イ、ウをまとめて説明していただいて質疑をすると、また残りは三つエ、オ、カを説明していただいて議論するという形にしたいと思います。それでは事務局のほうで三つまとめてお願いいたします。

事務局（森川）

臨海整備課長の森川でございます、よろしくお願いたします。私のほうからは（1）の行徳臨海部の課題に係る最近の状況について、（ア）の主な経緯と今後の予定についてでございます。資料-1 をご覧いただきたいと思います。昨年12月24日に開催しました第27回の行徳臨海部まちづくり懇談会以降についてでございます。最初に千葉県の取り組み状況でございます。平成22年2月25日に「第6回行徳湿地再整備に係るワーキンググループ」が開催されております。3月16日には「千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会」、翌日の17日には第29回「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」、3月23日には第16回「三番瀬漁場再生検討委員会」そして3月24日には第14回「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」がそれぞれ開催されております。私ども市川市の動きとしましては3月25日、今日でございますが第28回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会が開催されるということでございます。次に同じ資料-1 の下段の表、今後の予定でございます。5月には第30回の「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」が予定されております。そして6月に第30回「三番瀬再生会議」が予定されております。また、私どもの本懇談会につきましても7月下旬に第29回の開催を予定しております。私からは以上でございます。

西村座長

はい、どうぞ、続けてお願いします。

事務局（片田）

臨海整備課片田と申します、よろしくお願いたします。私からは（イ）の「塩浜1丁目護岸の整備について」と（ウ）の「塩浜地区整備事業について」報告させていただきます。まず資料-2 をご覧ください。塩浜1丁目護岸の整備につきましては塩浜護岸、塩浜1丁目から3丁目のうちですね、塩浜2丁目、3丁目につきましては委員の皆様もご存知のとおり海岸保全区域に指定されたことによってですね、現在千葉県において整備中でございます。その一方で塩浜1丁目、延長600メートル、赤で塗られた部分なのですが、それについては当初から県と市の主張が異なりまして、整備の方向性が明確になっておりませんでした。その後も県と市との間で交渉してきた結果ですね、平成21年1月26日堂本前千葉県知事より、市の財政的負担を受けて県が主体となって整備する旨の回答を得ました。このことによりですね、平成21年6月県議会においてですね、基礎調査、今年度からなのですが、地質調査、深浅測量これは海の深さ浅さの測量でございます、及び概略設計の費用を計上し、着手しました。この調査報告の内容を受けまして市川海岸塩浜地区護岸検討委員会及び三番瀬再生会議で協議、検討をしております。また、護岸のバリエーション等市川市が財政負担、これは県が3分の2、市川市が3分の1ということで根拠となる市川

市が要望しております親水性ということも含めて現在護岸検討委員会の下部組織であります有識者会議及び数度の事務局勉強会を重ねております。引き続き（ウ）の塩浜地区整備事業につきまして報告させていただきます。資料-3 をご覧ください。現状といたしまして塩浜2丁目及び3丁目の約80ヘクタールからなる当地区のまちづくりにおきましては平成17年8月に塩浜地区まちづくり基本計画というものを策定しております。その概要としまして貴重な自然環境である三番瀬を保全、再生しながら内陸部臨海部が一体となった良好なまちづくりを進めていくとしております。また企業の操業状況やまちづくりへの意向も踏まえて段階的なまちづくりを進めることが基本的な考えとなっております。ここで資料-3の図面の説明になりますが、市川塩浜駅前南側の約12ヘクタールの地区の地権者とはまちづくりの早期実現を目指しまして平成19年6月に地権者5者、この中には市川市も含まれております、を組織しまして、市川塩浜地区第一期まちづくり推進協議会を設立いたしました。現在この協議会と協働して地区計画、事業計画、民間事業者からの提案などについて検討を行ってきております。また、隣接した駅東側の、市が行政財産として管理しております市有地約3千平米について平成21年度に駅利用者に対する利便性の向上と、合わせて第一期まちづくりの推進をさせることを目的として当面の間この市有地の有効活用を図ることとしまして民間からの公募により自転車駐輪施設を含むビジネスホテルを誘致し、合わせて今年度、市では自転車歩行者道の整備を実施しております。この先行地区12ヘクタールの現状の課題としまして平成20年2月に関係地権者との間で土地区画整理事業により基盤整備を進めるという合意は得られております。ただ換地計画、換地の位置についてなど細部についてまだ地権者全員の合意はできておりません、というのが現状でございます。ただ今後の対応につきましてはまちづくりを行うにあたり地権者5者による個人施行での土地区画整理事業を進める場合、どうしてもこの換地計画、位置など細部についても全員同意というものが不可欠になります。つい先日でございますが、地権者会議というのが平成21年6月から行われておりませんでした、9か月ぶりに地権者5者による地権者会議が開かれておりまして、今回その資料-3の新たな案というのが提案され、事業計画、事業位置の見直しを含めて今後地権者間での協議、調整を平成22年度も引き続き進めていく考えでございます。以上です。

西村座長

はいどうぞ。

事務局（森川）

すみません、1件、最近の主な経緯の中の報告事項で1件漏れていましたので、追加で1件ご報告させていただきます。この表にはないのですが、実は本年、22年1月28日付で浦安市、船橋市、市川市の3市の連名によります広域行政連絡協議会という組織がございまして、ここで千葉県知事のほうに連名で6項目からなる要望書を出しています。その中の一つの要望事項にラムサール条約登録推進という要望をしております。これにつきましてはただ単にラムサール条約登録ではなくて自然環境、漁場環境の改善の推進と共にラムサー

ル登録の推進を図る、合わせまして利害関係者のとりまとめ、関係市町村の合意のとりまとめ、というようなことを行ってほしいというような内容で要望しております。以上でございます。

西村座長

ありがとうございます。それでは今までのご説明に何かご質問等ありましたら。はい、丹藤さんどうぞ。

丹藤委員

質問です、これは市川市への質問ではなくて市川市まちづくり懇談会から千葉県に対して質問をしていただきたいなという質問なんです、今始まる前に歌代さん及川さんと話をしていた、千葉県がいっぱい三番瀬に関わる委員会をやっているみたいなのですが、言葉だけ見ると漁場再生検討、再生実現化試験計画等検討、再生会議、護岸検討、って近いような違うような、よく分からないので、できれば、これのそれぞれが県の担当部署がどこで、どういう委員の構成になっていて、その開催、今までの費用の累計がいくらになっているのか、と実施した調査やその内容と費用について一覧表みたいなものでこんなことをやっている委員会ですというようなことを私たちに分かるような資料を出していただくような要望を出していただけないでしょうか。

西村座長

いかがでしょうか。

事務局（森川）

分かりました。早速ご意向の要望書を出すようにいたします。要望という形になりますかどうか分かりませんが、今おっしゃったような資料を求めて一覧表なりにしてご提出できるようにしたいと思います。

丹藤委員

それをいただくことによって、こういう調査をしているんだっから見たいなというものもあるかも知れないし、ということです。

西村座長

少なくとも例えば議題がこうなっていてどういう資料が提出されているとか、たぶんそれはどこか見れば見られますよね。

事務局（森川）

ホームページです。

西村座長

ホームページですね。

不規則発言※丹藤委員「～困ります。」

川口さん、どうぞ。

川口委員

僕が県の代わりに答えるのはおかしいのですが、まさしく今それを僕が調べていまして、

一覧表はないです。それに5年前のものは資料ありません。2万円くらいかけて、1枚10円のコピーに2万円くらいかけて情報公開請求したのですが、ないのです。で、自分で今やっているのですが、なかなか大変です。ま、要請してもらえれば。

事務局（森川）

要請はさせていただきます。結果的にどういうものが来るかは分かりませんが、要請だけはさせていただきます。ご希望のものが来るかどうかは分かりませんが。

西村座長

この懇談会からの要望ということでお願いします。はい、風呂田さん。

風呂田委員

ラムサールの関係なのですけれども、それに入ろうという意欲は非常に大事だと思うのですけれども、なぜ入れないのかということをもう少し分析しないと埒が明かないのではないかと。というのは以前にも環境省でラムサール条約登録湿地にしたいということでいろいろ検討をしたのですが、結局三番瀬については見送られているんですね。その理由というのがラムサール条約というのは湿地の保全と再生と同時に発展的な利用、教育とか地域への活用ということの全体的なプログラムを求められているんですね。そういった具体的な責任体制や将来計画とういものがないというのが結局環境省が三番瀬を登録湿地にしたくない、というかできないという大きな理由になっています。ですからその辺をどうクリアするのかという戦略を持たないかぎりいくら要望書を出したとしてもそれは埒が明かないし、実際にそれがないと登録湿地になった時にまたそのあとの具体的な利用方法、活用方法、再生方法が見つからないんじゃないか。これはこの臨海部まちづくり懇談会にもかなり関係してきますので、それについて市川市、あるいは浦安市、船橋市がどういうふうを考えているのか、そのあたりをもう少しまとめていただければと思います。

西村座長

はい、及川さん。

及川委員

漁業者の方から言いますといまのラムサールなんですけど、現状は護岸は1丁目はこれからです、2丁目はやっとなんて100メートル。残り2丁目も3丁目もありますね。それと漁港の話もこれから出ると思うんですが。あと漁場再生のほうもやっとなんてメドがつき始めたかなというところなんです。ですから今の段階でラムサール云々というのは漁業者からすると、まあ県の自然保護課なんかの説明でもラムサールにかかっても水面下のはできますよとよく言うんですが、実際に何かやろうとした場合なんかには当然その分書類がその分煩雑になると思うんです。今だから進んでいる途中なのにわざわざここでラムサールまでもっていかねばならないのか、それが終わってからも十分ではないかと漁業者は思っております。以上です。

西村座長

では川口さん、その次に支所長。

川口委員

この行徳臨海部まちづくり懇談会でこういうケースが今までに諮られたことがあるのか、過去の議事録をちゃんと読んでいないので分からないのですが、私も一員として今ラムサール条約に登録を求めるのは時期尚早だと思っています。それは何故かというやはり三番瀬の再生と保全というのが大きなテーマであると思いますので、やはりまず漁場、良好な漁場を作って、そのあとで残すものは残す、守るものは守る、ラムサールというのはそもそも渡り鳥の湿地、湿地を確保するということがメインですよ、ですからあとで漁業者が、今及川さんの意見にあったように、あとで漁業者が漁場のために何かしようとした時に、おそらく相当の手続きを踏まなければ何も出来ないというようなことを、私も想像ですけれどもそういうふうに思います。ですから今、先にこの市川の市民として私はですね、先にそれを言うのは時期尚早かなと考えています。

西村座長

はいどうぞ。

歌代委員

私も三番瀬関係の委員としてですね、ラムサール条約を早く要望しろというような意見が出ているのは存じております。しかしながらやはりまだ護岸をいじっている最中、まだまだ先、分かりませんが、それから漁港はこれからやるという、やっぱりいじっている最中にですね、鳥も来ませんよね、ですからそういう意味でもって、やはり落ち着いてから、そういうラムサール条約を出すということにした方が、私としては、これからも主張してまいります。

西村座長

ありがとうございます、それでは田草川さん。

事務局（田草川）

事情を説明させていただきます。私たちもラムサール条約というのは賢明な利用という考え方が前提だと思っておりますので、漁業活動があつてこそその環境保全であると。それから市民の参加があつて、そういう関係者皆の合意がとれて、守っていく、より良くしてゆくという体制が必要だと思っておりますので、ラムサール条約が先にあるのではなくですね、環境の再生といったものの延長上にそういうものがあるのだと思っておりますが、今回はですね、京葉広域行政連絡協議会という船橋市、浦安市、市川市のうち船橋市がですね、どうしても今回出したいと言うものですから、で、文言を調整いたしまして、それはお互いに了解しているんですが、そういう環境、漁場の再生を前提としてという意味ですね、それを前提として推進していくというふうにしております。それでも一応出しました。このあとですね、市川市のほうはそういうわけで本来漁場再生が先だ、自然環境の再生が先だと言っているんですが、場合によっては県の方では、県の再生会議のワーキンググループの中ではですね、では船橋側だけ先に、先行して指定するかも、するかどうか判断をそろそろしようと、いうことになっているようです。ただ船橋側といつてもですね、

どこで切るかという問題がありまして、今あの市川航路で切りますと、今の船橋海浜公園の前のあたりなんですけれども、それでも市川市の東浜の地先なんです。半分くらいは市川市の地先の干潟になります。でもそこはもしかしたらそういう先行して、区域を設定して、それなりの調査をして、で進める可能性はありますのでそれはご報告しておきます。それと東浜のことに関してはですね、東浜地先は企業庁が占有しているんですけれども、企業庁が平成24年に事業部門を終息しますので、それを船橋市なり市川市なりに、この干潟の管理を引き継ぐという話が来ています。で市川市はぜひ市川市で管理したいと言っていますので、ただなかなか、駐車場がないとか出入り口がないとか建物の用地がないとかいろいろ問題がありますので、そこで船橋市と市川市とでよく相談をして将来的な東浜の地先の干潟の管理について決めていこうというふうに思っておりますので、それもこの次の時にはですね、ちょっと今日は図面や何か用意していませんけれども。

歌代委員

みんな知らないと思う。

事務局（田草川）

ええ、ちゃんと用意してですね、これからやるんですけれども、皆様方にまたご意見を伺うようにしようと思っております。で、場合によってはラムサールの話も今年中に船橋側だけでいくかどうか、あるいは今回は見送るか、そういう判断をするようになるかと思えますので、次回にはそういう議論ができるかと思えます。資料も用意いたします。

西村座長

ぜひ、きちんと議論ができる程度の資料をお願いいたします。そうしないと空中だけでやっているみたいなので。ええと、今年ということは平成22年のうちに議論が収束する、結論が出るということですか。

事務局（田草川）

2012年前半にルーマニアで締約国会議があるんですけれども、1年半くらいはその手続きにかかりますので、今年中に方針を決めないと間に合わないというふうに言われていますので、これからその話が、船橋市も一生懸命ですので、出てくるかと思えます。

西村座長

では次回、忘れずに宿題ということでお願いします。他の点ではいかがでしょうか。はい川口さん。

川口委員

さっきの市をもう一回ゆっくり、メモしたいので、教えてもらえますか。6市。

事務局（高野）

3市、浦安市、船橋市、市川市です。

西村座長

他いかがでしょうか。なければ資料-3の先行整備ですけど、この図は現況の図ですね、資料-3は。それで区画整理はどういうふうになるかはまだだいぶかかりそうなんですし

ようか、それとも先は、メドは見えている、そのへんはどうなんでしょうか。

事務局（森川）

今回お示ししている図面で、今までは駅前広場、図面の上のほうになるんですが、駅前広場までが前回地権者で区域としてこの中でやろうと進めていた区域でございます。それを事業区域の拡張という部分、マーキングしてあるんですが、ここを拡張することによって地権者間の換地計画の合意を進めることができるという内諾は得ております。これが得られれば次のステップに進めるという状況でございます。

佐々木委員

たしか前回、前々回くらいですか、ここの土地利用計画をお見せしたと思うんですが、それから変わっておりません。海側にいわゆる行政、市川市の土地を並べてですね、陸側に民地、民間の土地をまとめるというスタイルで、前に出したものとほとんど変わっておりませんので、一度、もう一回、必要があれば次回にでも。

西村座長

そうですね、はいどうぞ。

歌代委員

前の図面で今、護岸敷、市の、4,500平米とありますね、このところにグリーンベルトという地帯を設けるような図面が出ていたと思うんですが、一応そういう計画でいくということですよ。ただその幅とか何かはまだ決まっていないという段階ですよ。

事務局（片田）

はい。

西村座長

はい、川口さん

川口委員

質問します。この資料-3でこの道路計画というのはこれでだいたい合意ということなんですか。

事務局（森川）

第26回の際に配ったもので、この右側にあるのが現在の土地利用、左側が換地計画（案）でございます。今言われたように海側に市の土地、鉄道側に民地。道路形態は今とは若干違います。

川口委員

前にもらったのは、塩浜駅からの三番瀬に対するアクセスがストレートで伸びていたと思うんです。それはすごく大事なことかと思っていましたので。

事務局（森川）

基本的に駅から三番瀬に向かって一本道である、で、正面に公園を配置するという形になっています。

西村座長

資料をどこかで配っているんだらうけれど我々はプロではないので、ダブッても良いので親切に出してもらおうと議論が進むのに、またそこで元の話に戻ると時間がかかってしまいます。ファイルしていないのが悪いと言われればそうかもしれないけれど、我々もこればかり毎日やっているわけではないので。はいどうぞ。

佐々木委員

今回この案を出させていただいたのは前よりも区域を広げて地権者間の合意が取り易くなったということで市から出されたものと思います。土地利用についてはまた改めてということになるかと思います。

歌代委員

今度 5 月に護岸検討委員会がありますね、このときには必ず市川市所有地前の護岸のことが出てくると思います。ですから市川市の行徳臨海部まちづくり懇談会としては前に出てきた案でいくということで推し進めていくわけですよ。必ず、あそこをえぐって湿地再生しろということが出てきます。私は反対しているんですが。ということは、あそこを削ることによって後ろの護岸の擁壁がものすごく高くなるということと、あそこに窪みができる潮の流れによってゴミとかそういうものが溜まるとか、そういうこともありますので、前に護岸をオープンにするということは絶対にできないということでこの検討委員会で進めていってもらいたいなど、そうしなければ私はハシゴを外されちゃいますので。ということです、よろしくお願いします。

西村座長

そういう方向だということですね。はい、他に。はい川口さんどうぞ。

川口委員

先ほど丹藤さんからの指摘もあったとおり、僕が今、気になっていることはですね、漁場再生検討委員会の進み具合なんですよ。それでまあ漁場が悪くなっている理由に潮流の滞留があるのと、波浪の増殖っていうんですか、それがあって漁場がなかなか再生しないんだという一つの見解が発表されているんですけど、検討委員会で今どこまでいっているんでしょうか。それも含めて市川市のほうはですね、市川市の案としてはですね、要望書もそうだと思うんですけど、干潟の再生って言っていますよね、環境団体の人たちは主に人工干潟って名前をつけるんですけども、私は自然再生干潟っていう呼び方で、やはりかつての三番瀬に近づけるためには干潟の再生が特に必要だと思っているんですけども、それも漁場を再生することを優先しながらそういうふうに行けたらいいんじゃないのかなというのがあって、どこまでいっているか、簡単でも良いんですけど、漁場再生検討委員会がどこまでいっているのか。

事務局（森川）

漁場再生検討委員会は私どもは直接委員になっている状況ではないのですが、資料としてはいただいております、流れづくりやマップなどがあります。

歌代委員

まとめてあるのならそこでやってもらったらどう。

事務局（森川）

私どものほうから県のほうに要望や主張している部分は先ほども言いましたように干潟化ということで、その干潟化につきましては市川航路等浚渫土砂を使っての干潟化というふうに常々要望しております。当然その漁場再生のなかで干潟化が必要だということも主張させていただいております。漁場再生検討委員会につきましては私どもがメンバーに入っていないものですから漁業者のかたとか地域のかたと議論しているという状況でございます。

西村座長

はい、ではご静聴をお願いします。

歌代委員

3月23日に漁場再生検討委員会が行われまして、そのなかで私どもは当初から潮の流れとかそういうものを改善しなくては良くはないと漁業者のかたたちと一緒に言っておりました。そのなかで初めて実験的にやろうという計画が3月23日に出てきました。というのは滞りを掘るとか、耕耘（こううん）をするとか、今あの養貝場ですか、あの辺の高いところを削るとか、そういうふうなことをやろうという計画が今始まったばかりです。ですからどういうふうにするかということはまだ決まっていません。そこでもって私は猫実川河口域のあの三角地帯、あそこはいじらないようなことになっているんですが、私はそれもいじれと、ということも言っておるんですね。ですから潮の流れ、それからあの三番瀬の凹凸（おうとつ）、それと耕耘ですね、そういうものをボチボチやっという、段階です。

及川委員

今歌代さんのほうからお話があったように、来年度はシミュレーションをやってみると、その結果を委員会で受けて検討すると、そういうことです。で歌代委員がさっき言った猫実川の滞りに関しては元々あったものなんです、場所が違うのは別としても。だから漁業者とすれば猫実川河口に真水、汽水域といえどもそうなんです、そういう水が停滞しやすいので、それをなくすには昔の滞りを戻すしかないだろうと、昔の滞りというのは浦安の埋立に沿った滞りだったんです。それを掘れと言うとまた大騒ぎになってしまうでしょうからそれは別としても、とりあえず現状で今ある、漁場の西側にある滞りに繋げるような滞りを掘ったらってヒアリングの時に言ったのがたまたま南行徳の組合の意見として上がったので、それを歌代委員が強く言ってくれたと、そういうことです。

歌代委員

漁場区域外なんだよね、あそこは。

及川委員

そうです、あそこは浦安が全面放棄したところなので、だから一応、今までの漁場再生は漁場内を再生すると、我々からするとそれだけではどうしようもないと言っているんです

がとりあえずはそちらから手を着けましょうということなので、その滞なんかは上がらなかつたんですよね。でも歌代委員はそれだけでは納まらないだろうと、良くするにはそこからやらなくてはダメだということによってくださったんだろうとっております。

西村座長

ありがとうございます、はい安達さんどうぞ。

安達委員

今、及川さんがおっしゃっていたのは、昔の源ヶ滞のことを言っているのですか。

及川委員

そうではなくて、今の話の源ヶ滞というのは浦安なんか埋立をする前に元々あった滞なんです。私は知りませんが。北部漁場で浦安、南行徳、行徳、船橋、どちらかといえば浦安、南行徳なんですが、そこが海苔柵が密集して、千葉県漁場の中で潮流漁場ではなくて、外の潮の流れではなくて滞による潮流でそれだけの密集した海苔柵があったというのは北部だけだという話は聞いております。で浦安が2回に分けて埋立をやりまして、で2回目の埋立が今の公園墓地なんかを含むところなんです。それがあって源ヶ滞なんか埋まりました。で猫実川に浦安の埋立が終わった後にアサリ採りの人たちが船を、滞があったから当然、漁船を置いてあった訳ですよ、それが市川の第二終末処理場ですか、初めの頃は放水を全部海へ流していましたから、その影響や何かで埋まってしまってアサリ採りの人たちもアサリが採れなくなったということで船を放棄したりなんかして、それが、我々が言っているのはその木造船が埋まったところに牡蠣が付いて今みたいな牡蠣礁と称されるようになったのではないかと申しているんですね。だから元々の源ヶ滞とはまた違う話です。

安達委員

分かりました。源ヶ滞だと思ったもので、また大規模なことを、D地区をどうするのかなど申したものですから。私も基本的に及川さんたちが言う区域まで広げて何かしらするというのは大事だと思っております。ただですね、今議論をしながら申したんですけど、歌代さんが県のほうもボチボチやり始めているようだと言いましたけれど、かれこれ十年といわないまでも七、八年たっている話ですから、そういう長い期間を考えてもようやくボチボチといってもいつまでも待たないといふのはあるかと思うんですね。ですから県の動きがどうなのかとかはこちらもある程度知る必要があるでしょうし、そう意味では資料等まとめていただくのも大事だと思うんですけども、私自身は全然気にせずにこちらのほうから進められるところは進めていったほうが良いと思うんですね。例えばラムサールの話にしても、私自身も最後の段階で本来いただくべきものだというようなスタンスでおりますから、別に先に出すというよりもむしろ出すのであれば先ほどおっしゃった条件ですよ、市としてどこまで、どういう要件であれば認められるのかあるいは認められるのか、そこをもっと強く出されても良いと思いますし、いずれにしても私自身は全然県の動きは気にせずにやったほうが、結局ズルズルいっちゃうだけよりも良いという気がし

ましたので、ちょっと今一言申し上げたいと思いました。

西村座長

ありがとうございます。でも県の事業なんでしょ、やるとすれば。ま、こちらの主張は主張としてするということですね、ありがとうございます。他に。はいどうぞ。

丹藤委員

基本的な話、護岸、三番瀬、それから市川港とか、野鳥の楽園の水、水面とか、そのへんって必ず県を通さないとできないんでしょうか、国交省やいきなり国ってルートはまったくない場所なんですか。

事務局（森川）

まず部分分けしますと、護岸につきましては2丁目、3丁目については海岸保全区域に指定されて県の事業というかたちです。1丁目については今まで海岸保全区域に指定されないなかで県と市の主張が平行線できた、ただここにきまして県のほうと市のほうで負担割合を決めて安全対策を講じると決まりました。漁港につきましては管理者は市川市ですから市川市の管理の中で整備計画を定めると、ただ、公有水面の中をいじるものですからその許可権者は千葉県知事でございます。その許可を得ての整備というかたちでございます。あと、整備するには多額の費用がかかるものですから国の支援を受けたり県の支援を受けたりして整備していこうという考えでございます。あと海域の三番瀬そのものにつきましては今、県がそういう再生計画を作って県が主体で進めていくということをやっていますものから、そこに市が関わる主張はさせていただいていますけれども、事業者としては現在のところは考えていないという状況です。

西村座長

国ってのはあるけれども国直轄でやるということにはならないということですか、そのへんは。

事務局（田草川）

国の直轄事業もあってですね、以前シーブルー事業っていうのをぜひやりたいっていう話が来たんですね、で、それは結局県が再生計画を作っている最中だということで、それは避けて他へ持っていったと、で浦安の沖に十数ヘクタールに15万立米の砂を深いところに置いてしまったと、そういうことがあってですね、今は県が再生計画を作って事業をやっているんで、国が出てくるということはないです。環境省もラムサールについても地元、県、市の様子を見て、盛り上がれば考えるということで、国のほうから出てくるということはないです。そういうふうな状態になってしまっている、みんな三番瀬を避けてしまっている。

西村座長

はい安達さん、その後及川さん。

安達委員

私自身が、実際に県を全く無視してやる、ということはこれは行政の関係上無理だという

ことはそれは理解しているつもりです。ただ少なくともこの 8 年以上実際結局は止まっているという現状は続いているわけですから、これをどう乗り越えていくかというときに、もうあまり歩調を合わせるということ自体がはたしてそれが良い手なのかどうか、というところだと思うんです。実際に市としてもこの懇談会としてもかなり強くは主張してきたと思いますけれども、もっと強く言ったほうが良いのではないかな、それで状況を動かすということが大事なんではないかなというのが発言の趣旨です。

及川委員

ちょっと違うかもしれないんですが、今国、国交省がこの地域でやっている海に関わる事業は、市川市が管理している D 地区前のブイがあるんですよね、そのあとにモニタリングポストを国交省が設置して今年度中にやりたいと言っているんですが、本当は 19 日あたりに工事にとりかかる予定だったんですが、ちょっとこのところ時化が続いてたんでそのあとちょっと分かりませんが、組合とすると漁期中ですから本当はダメなんです、モニタリングでいろんな気象情報にアクセスできるのであれば目をつぶろうと、それはもう、予算が今年度中ということなんで、設置すると思います。国が絡んでいる、私が知っているかぎりではそんなところですよ。

西村座長

その点何か補足はありますか。

事務局（森川）

今及川委員が言ったモニタリングポストの件なんです、国交省のほうでは東京湾内の海域環境の調査ということで今おっしゃった浦安 D 地区のちょうど角に私どもが管理しているブイがあるんですが、その付近にそういうポストを 1 箇所つけ、これにつきましてはさきほど言ったシーブルー事業での土をそこに持っていったなかで、その管理的なものも含めてそこに設置することがいいだろうと、で東京湾内に他にあと 2 箇所設置していくという話で全部で 3 箇所設置していくというふうに聞いています。ですから三番瀬に直接的にそのモニタリングポストがどうかというのは分からないのですが、ただそのポストによって情報としてはかなりいろんな情報が得られるんじゃないかということは今及川委員がおっしゃったとおりでございます。以上です。

西村座長

他に何か。

川口委員

確認と、質問もあとでいたします。先ほどの、戻って申し訳ないんですけれども、京葉広域行政連絡協議会には市川市が入っていて、ラムサールに船橋側だけ先行しようかって案には市川市は賛成なんですか。

事務局（田草川）

まだ具体的な協議がありませんので、ただ、今の時点ではまだ市川市側はそういう十分な体制が整っていない、ですけれども例えば漁場環境を再生する見通しが立つとかですね、

あるいは市民がふれ合える水辺の再生の見通しが立つとか、そういったことがあれば同時に進められるであろうと思います。

川口委員

ときどきですね、行徳と南行徳漁業協同組合が悪者扱いされるんですよ、船橋の漁業協同組合はラムサールに積極的に行動していて、なんでお前たちが邪魔をするんだと、一方でそういう論調があるんですよ。でもそこには船橋はかつて全面放棄して、補償金を全部もらって、それで今は短期免許という一年毎に更新しながら、漁業がやれる間はやらせてくださいという免許なんです。行徳と南行徳は漁業権を持っているわけですよ、先ほど支所長の説明の中に市川航路で分けると言ったんですけどそれもあまり根拠はないですよ。漁業権でもないし。海の中には目印もないですから。ここからここというふうに堤防を造るわけにもいかないです。そうするとその意見もですね、船橋が今積極的になっているというのは特殊な事情があって船橋市が積極的になっているんであって、浦安がどういう意見かは分からないんですが、勢いで行くことはないと思うんですが、しっかりと議論を固めて、市川市は市川市の事情ではっきりした意見はいつも言っていたきたいと思います。

及川委員

今漁場の話が出ましたので。船橋と市川行徳、南行徳、区画漁業権は別ですが共同漁業権、アサリなんかを採る漁業ですね、こちらは一枚なので船橋の境が南行徳との境なんです。その境は5年くらい前に鋼管、けっこう太い鋼管を行徳、南行徳の境と船橋の境に岸から沖に向けて何メートルおきかは分かりませんがずっと打ってあります。去年の10月頃から今度はタカガワの行徳組合のすぐ前面ですよ、そこの船橋の漁業権のところは松丸太をずっと打ってあります。海浜公園のほうも打つという話は船橋の役員から聞いております。だから確かに漁業権だけ見ると分からないようですけども、現状は船橋のほうではっきりここまでウチのものだよというのは区切ってあります。

事務局（田草川）

今日も議会で2人のかたから質問があったんですけども、市の姿勢ははっきりしています。あくまでもそういう漁場の環境が改善されるという見通し、そういうことを前提に考えますということですから、そういうものがそろわなければできないというふうに思っています。漁業者の理解が得られないだろうと。漁業者の理解を得たうえでやってくださいということです。それははっきりしています。それと先ほどの船橋と行徳、南行徳の違いがあるのはそのとおり、船橋の漁組は巨額の補償金ももらって全面放棄していますので、ただ今は埋立がなくなったということでもう一度恒久免許を取得しようという希望は持っているらっしゃるので、そういったいろんな事情が違うんだということだと思います。そういうことはあまり皆さんのところには伝わっていないんですけども、そういう違いがあるということだと思います。

風呂田委員

これは環境省もかなり気にしていると思うんですけども谷津干潟が一つの千葉県の例になっていて、谷津干潟といっても三番瀬の延長というか一緒に考えなければいけないエリアだと思うんですけども、そこが実際にラムサール条約に登録されてどうなってしまったかという、現状の管理の仕方、環境保全の仕方、利用の仕方、全部もう一回総括してみるとかなりいろんな問題がまだ残っている。環境省自体もそれを改善したいということで私たちも基礎調査みたいなことをやったんですが、それでも地元のなかでの、市も含めてですね、取り組み対策の議論がなかなかできない、つまり受け皿としての地域の方針が決まらないうと、結局始めてしまったあとでやろうとしてもかえって大きな問題点が残ってしまう、ですから始める前に本当に漁業者も含めて地域全体、この場合ですと船橋市、市川市、浦安市それから千葉県全体が本当に三番瀬をどうするのが決まらないうと、いくらお願いをしたとしても環境省としてもラムサール条約の管理の条約の内容にしても合致しないという評価を受けてしまうと思うんです。ですからやはりそのへんの基盤整備をどうするのか、三番瀬のほうでもどうするのかというのを根本的に関わってくるのでもしラムサール条約も含めて将来的なことを考えていこうと主張なさるのであれば、やはり市川市としても何年までに三番瀬の将来、この改修も含めたことを決める、漁業関係もどうクリアしていくかという、やはりタイムスケジュールを含めたビジョンを出さないとこの問題はもう各団体がそれぞれ要望合戦をして、しかもそれが市の内部、県の内部あるいは国の内部で終わって永遠に進まないんじゃないか。ですから今一番大事なのはここも含めて三番瀬この地区を何年までにどういう議論をして何を決めて何を動かすのかという、やはり計画というのは必ずタイムスケジュールというものがなくてはならないので、そういうことを早く動かすような、これは三番瀬再生会議に一番大きな責任があると思うんですが、そういう要請を僕らはもう少し真剣に考えていいんじゃないか、それからこの懇談会のなかでどういうタイムスケジュールで三番瀬の再生と利用とそれから将来の漁業の安定を図るのかということをもう少し議論できるような場にしたらどうかなと思います。

川口委員

今の風呂田委員のお話をもっともだと思うんですね。それで僕が16年にですね、再生会議の委員になったときにまず冒頭の会議でそれを言ったんです。この会議は世間からは小田原会議といって何も結論の出せない会議ばかりやっているということで、やはりタイムスケジュールを、実現するかしないかは別にして、いつまでに何をやるべきだという意見は16年に言ったんですよ。それは会議録にも載っています。それで唯一実現したのが護岸工事だけなんですね。ですから市川市では県に対する要望を前市長を通じて何度も出している案もできているんです、三番瀬をどうするかと。だからあとはいつまでにという視点だけだと思うんです。市川市はこうしたいということは要望書を出しているんですから。まったくいつまでに何をしようかというのが大事なことだと思います。

西村座長

よろしいでしょうか、それではそういう要望をよろしく願います。それでは次の報告

(エ) (オ) (カ) 3点について続けてお願いします。

事務局 (川野)

臨海整備課の川野といいます。私からは(エ)の市川漁港整備事業についてご報告させていただきます。市川漁港整備事業についてですが、前回のまちづくり懇談会のときに基本計画の素案、第1案から3案まで作ったものをご覧いただき、ご意見を伺いました。その後千葉県や両漁協との協議、調整を行い、それをもとに素案の比較検討などを行い、基本計画につきましては素案の第3案をベースにして関連する作業を進めております。素案の第3案は漁港施設用地や交流広場などを現在の防波堤と同一として、また兼用可能な施設配置を考慮して、沖合い展開をできるだけ小さくなるように計画した案でございます。それでは漁港施設、配置計画についてご説明させていただきます。別添になっておりますA3版の漁港施設配置計画をご覧ください。なお、配置計画につきましては庁内また関係機関との最終的な合意は、まだ済んでいない状況です。それでは配置計画ですが、縮尺が2,500分の1です。まず防波堤ですが右側に凡例があります。区分で赤く塗ってある部分が防波堤ということで、左側にあります東防波堤、右側にあります西防波堤、それと真ん中にあります沖防波堤で、合計で約807メートルとなっております。構造につきましては二重矢板式を考えております。その次の突堤、波除堤(はじょてい)ですが薄いピンク色で表示しております。左側と右側にそれぞれあるような格好になっております。東突堤、西突堤そして東波除堤で、248メートルとなっております。構造についてはコンクリート単塊式を考えております。それから岸壁、物揚場、係船岸につきましては、濃いピンク、黄色、緑、青色で表示しております。施設の充足率はほぼ100パーセントになっております。構造についてはL型ブロック式とコンクリート単塊式を考えております。それからエプロンですが、利便性を考慮しまして陸揚準備用と休憩用の岸壁を物揚場の背後に配置しております。図面上は灰色で表示してある箇所になります。計画している数量は5,400平米です。続きまして漁港施設につきましては白色で赤の線で囲んである場所です。数量が10,654平米になっております。計画している施設としましては野積場、漁具干場、漁具置場、漁協の事務所、海苔加工所、駐車場、道路を予定しております。充足率は65パーセントになります。約5,600平米ほど不足しておりますが、先ほどのエプロンを5,400平米ほど計画しております。このエプロンは漁獲物の選別や荷捌き、漁具の積込等の作業を行うための施設で、本漁港においては午前中を中心に利用されることから、午後には漁具干場など、他でも利用することが可能と判断して、不足分を補えることから、今回の漁港施設の規模を考えております。次に市民利用施設としまして、漁港施設の東側、左側のほうですが、三番瀬関連船舶泊地、交流広場、そして連絡橋の設置を計画しております。三番瀬関連船舶泊地は三番瀬の観察船や漁業体験等を行う船舶の発着施設、そして三番瀬を訪れる漁船以外の船舶のビジターバース機能を考慮して考えております。交流広場につきましては漁港環境整備施設と考えて市民、漁業者の共用施設で、広場、植栽、休憩所など、漁港の環境の整備のための施設と考えております。今後は、両漁組との調整になってまいります。

広場では日曜朝市など、漁港で水揚げされた新鮮な水産物を漁業者のかたが販売するということも考えております。計画数量としましては約 1,350 平米です。広場に隣接しまして管理棟と駐車場の設置を計画しております。なお、交流広場の東側には破線で分かりづらいつは思いますが、人工干潟へのアクセスを考えて、連絡橋の設置を計画しております。漁港整備計画については以上です。

事務局（栗林）

地域コミュニティゾーン整備担当室の栗林です。私のほうからは（オ）の地域コミュニティゾーン整備事業についてご報告いたします。5 枚目、資料-4 をお開きください。初めに事業概要なんです、これまでご報告してきましたとおり、6 枚目に図面があると思うんですが、昔の第一終末処理場計画地全体の右上のほうが地域コミュニティゾーンになります。この図面で右側が江戸川で下が湾岸道路でございます。地域コミュニティゾーンには約 3.38 ヘクタール、この左から右に斜線が入っているのが下妙典公園で、21 年の 7 月に事業認可を取得しております。その上の右上から左への斜線の部分、これが障害者施設の計画地です。で左の、コミュニティゾーンの中の左の、白に少し点が入っているところ、ここが将来体育館で当面の間は少年野球場として整備をしていく計画になっています。事業の概要については以上です。次にですね、前回、暮れに行いましたこのまちづくり懇談会以降の事業の進捗についてなんですけれども、今年度 21 年度市川市としては用地買収にやっと本格的に着手できることになりました。これまで地主さんのところを回って事業に協力してくださいとお願いをしてきたところなんですけれども、債務負担行為ということで約 20 億近いお金をご用意させていただきまして公社によって先行買収を進めてまいりました。地主さんとの交渉の中では地主さんの一番の要望としてはですね、売った場合にはお金が入ってきてそれに当然税金がかかるわけですし、その税金に対して特別の税控除を適用できるようにしてほしいというのが売る地権者のかたの絶対条件になっております。その中で公園の部分につきましては 7 月の事業認可、これを取るによって税務署のほうから税の特別控除を受けられるお墨付きをいただけるようになっております。残りしました障害者施設と運動施設については収用事業の認定という手続きをしますと、租税特別措置法で税の特例を受けられるようになります。この税の特例というのも通常言う 5 千万控除ともう一つはですね、買い替えの特例ということで同種の資産、土地に買い替えた場合には税金がかからないという、地主さんにとってはメリットがあります。今年度は公園部分につきましては 7 月に認可が下りましたので売っていただける地主さんから着々と買収を進めております。残りの障害者施設と運動施設についてはですね、この経緯の中にもございますように 1 月 7 日に収用委員会事務局に収用事業認定書を提出しました。その後ここに載っているのは法手続きの結果なんです、2 月 2 日から 16 日まで縦覧を行いましてその結果を県に報告した結果、3 月 12 日付の県報で、千葉県告示第 111 号で告示を受けてですね、やっと地主さん側の条件が整ってきた。ただ、今この告示について個々の地権者さんに税の特例がうけられますかということを税務署のほうに、現時点では最終確認をやっ

ているところです。これで税務署のほうに「ノー」と言われるととんでもない話になってしまうので、今そういう作業をやっています。次に 3 番目の事業の進捗状況についてなのですが、今年度末まででほしい 68.75 パーセント、市が買収しなくてはならない土地ですね、来年度に入りましたら税務署の確認が取れ次第、残りの売っていただける地主さんたちの買収を進めていきたいと、そういうふうにスケジュールは組んでおります。またですね、これと並行いたしまして下妙典公園内に河川区域から 30 メートルほどスーパー堤防の事業、国の事業がございますので、協議・調整を行っています。これにつきましても 22 年度には基本協定を結びたいと国から言ってきておりますので、22 年度はその基本協定の締結に向けての作業になるかと思えます。あともう一つ、隣接する江戸川第一終末処理場なんですけど、先ほどの 6 枚目の図面になります。終末処理場ゾーンの中に赤い点線で第一期地区約 10 ヘクタールと書いてございます。千葉県も第二終末処理場の能力がいっぱいになりつつありますので、第一終末処理場の一部施設の供用開始を急いでおります。その中でこの第一期地区を優先的に、先行して買収を進めております。これも 18 年から買収にかかっておりますので、ここの買収が完了し次第、施設の整備、工事に入りたいと、そのようにかかっております。私どものほうからは以上です。

事務局（笠間）

地域整備課の笠間と申します。私のほうからは行徳湿地再整備計画についてご説明申し上げます。これは県が今実施しています行徳近郊緑地内の工事の状況についてのご説明になります。まず資料-5 を見ていただきたいのですが、まず平成 21 年度の実施内容なんですけど、これは(1)の生物生息環境調査なんですけれども、これはカワアイという皆さんにはちょっとなじみのない貝かと思うんですけど、専門は風呂田先生なんですけれども、巻貝です。これの生育状況を調べるということでまず最初に浮遊期幼生の分散状況検討、②として江戸川放水路への移植調査、これを計画したんですが、①については今いるカワアイが外来種ではないかという疑問が出てきましたので、県は中止しました。②の江戸川放水路への移植調査については江戸川放水路でまた新たなカワアイが発見されましたので、遺伝子的に同じものか確認できませんので、これも調べないで放流すると遺伝子の攪乱になってしまうので、これも中止ということで実施しておりません。それと今現在ですね、導流堤という、これは新浜湖（しんはまこ）と通称丸浜川という川があるんですけど、これを隔てている土手です。これがですね、塩浜の岸壁と同じように鉄の矢板で作ってありまして、あそこの岸壁と同じように腐食が激しいです。今の状態にしておくと堤が崩れてしまいますので、県が 6 年かけて補強工事を実施することになりました。資料-5 の次のページをめくっていただきたいんですが、この図面、平面図なんですけど、平成 20 年度に行徳高校側から約 150 メートル、この下に書いてある断面図の右手の部分ですね、3 次盛土まで実施しました。今年度はその先、ちょうど野鳥観察舎の前までを同じような工法で盛土を実施しました。今度 22 年度ですね、今度観察舎からこの赤い区間ですね、約 150 メートル、同じように盛土の捨石工事を実施します。それとですね、23 年度から今度は湿地側の工事が始まります。

この湿地側については底生成物、トビハゼがいますので、それに対する影響をいかに少なくするかということで、その次のページをめくっていただきたいんですが、ここにケース1からケース5まで県が示した案がございます。これをですね行徳高校側のほうから約60メートルにそれぞれのケースについての試験区域を設けてどの工法が一番今後自然を残すために良いかということの内陸性湿地協議検討会で審議することになっております。調査項目については①底生生物調査、②地盤高測定、③土の粒度試験、このうち底生生物調査については先週実施が終了しました。今後は②と③について順次調査をしていく予定でございます。私のほうからは以上でございます。

西村座長

これで全部ですね、ありがとうございます。それでは今までのところ、はい。

風呂田委員

補足説明させていただきます、資料-5のカワアイの件で、私と千葉県とも本当に大ゲンカになって東さんにはだいぶご迷惑をおかけしたんですけれども、外来種ではないということは何度言っても理解してもらえないんですけれども、カワアイというのは日本国中で非常に希少種として今、扱われている干潟生物です。東京湾ではもう本当に偶然に行徳の保護区の中に個体群が見つかって、そのときは唯一の個体群だと思われたのが、江戸川放水路にも今、分散しました。たぶん同じ仲間、遺伝子を持っていると思います。なぜこれが外来種というようなことを書かれたかといいますと、遺伝子分析、私たちがやったんですけれども、日本国中でここにしかいない、どこにも他に該当しない遺伝子を持っていました。ということは二つの可能性があって、東京湾の中で独自に進化した集団か、あるいは外から持ち込まれたか、両方の可能性があるということ論文に書いたわけです。そのうちの一つだけで外来種の可能性があるということだけを取り上げて、いや外来種ではないですね、同種の外からの持込みの個体群である可能性がある、だから外来種ではないということが一つ。それから二つの可能性があって、もし外からの持込みであればあまり歓迎すべきことではないかもしれないけれど、独自に東京湾の中で発展した集団であつたらものすごく保全の価値が高まってしまう。両方の可能性があるという前提で、今のところは保護をベースにして考えたほうが、なくなってからでは遅いからということで話をしたんですけれども、県のほうとしては外来という可能性があるかぎり予算は出さないということで止まってしまいました。それでこれは独自にこちらでやるしかないなというふうに思っています。そういうことをご理解いただいて、東さんと今年の6月くらいには江戸川放水路を含めて干潟生物の希少種を中心にどういう分布状況をしているかということをお大々的に友の会とやってみようと、そういうところでもう少し自己生産的にデータを出していきたいというふうに思っています。補足説明は以上です。

西村座長

貴重な情報をありがとうございます。他に何かありますか。

丹藤委員

それぞれに一つずつ質問があります。漁港施設なんですけれど、図面が塩浜駅や行徳駅からの人や交通のルートをまったく遮断して描かれているので分かりづらいんですけども、市民と漁協とを関連付けるための施設が一番奥のほうに、行徳駅や塩浜駅のアクセスからすると一番遠いところにいちゃっているのは何か意図があるのかなというのが一つ質問です。その次に下妙典の行徳残土のあとの利用計画図なんですけれど、これも交通と水の流れがまったく分からない、切り取られた画になっちゃってますが、気にしているのは一番左端の緑色の部分、緩衝緑地って書いてある、ここが一番湾岸道路へ出て行く車で渋滞する場所なんですけど、ここについて、交通について、道路拡幅とかそういった計画がないのかなっていうのが、この計画最初に出てきたとき私言った記憶があるんですけど、その確認をお願いしたいのが一つ、それから三つ目丸浜川の工事の件なんですけど、これ私実はたぶん初めて聞いたかなと思っていて、8年間護岸だ三番瀬だっていって何も形になるものができていないのに、いきなりこんなことをやっていたんだというのがちょっとびっくりしたんですが、このスピード感の違いはどこからくるのかなという説明をお願いしたいというのが、三つです。

西村座長

非常に自然な疑問ですよ、どうぞ。それぞれにどうぞ。

事務局（川野）

ではまず私のほうから漁港のほうだけ説明させていただきます。漁港においては市民が利用する施設と漁業者が使う施設ということで二つのゾーン分けを考えました。その中で市民利用の場合には沖合いの人工干潟を市民利用の中に入れてたいということで、そのアクセスを考えたときに東側に市民利用の施設を、西側に漁業者の施設をとという形になりました。以上です。

事務局（栗林）

2番目の地権者土地活用ゾーンを含む土地利用計画図についての質問なんですけど、これにつきましてはこの図面のベースになっているのが今でも千葉県の下水道課のホームページにアップされている図面です。これについては処理場が48ヘクタールの計画だった時に当時土地利用を関係者で検討しようということになりまして、6回ほど県と市と周辺自治会の代表のかたと地権者の代表のかたで土地利用についての計画を、ゾーニングを検討した結果がこの図面になっています。この地権者土地活用ゾーンの中の緑の画とか、茶色の部分は道路なんですけども、これについては別途この地権者と県、市が集まった土地利用の研究会というのを個々のゾーンごとに立ち上げてまして、皆さんに区画整理をやりませんか、開発行為をやりませんかという投げかけを過去にやっております。その中で地権者の合意が取れた画がそういう形で今県のほうでアップされています。その図面を使わせていただきました。で、ご説明なんですけど、緑の部分については今既に業者さんが物流施設ということで、開発行為でそれなりの形で整備が終ってしまったところです。当時これは平成18年の頃に行政が地権者さんに投げかけてこういう画にしているところなものですから、

この問題については市のほうも新しい知事、今の知事になったときにですね、この研究会を一旦県としては閉じるという形で終わっていますので、皆さんの同意の取れた将来の最低限皆さんが土地が活用できるようにここに道路が要りますね、先ほども言いましたように道路のバッファゾーンとしてこの緑の緑地が要りますねということで地権者さんの同意が得られた画として今載っていますので、これを実現するためにまた、18年からだいぶたっていますので、市のほうとしてはその研究会を再度立ち上げてもう一度今、新たな地権者さんとお話し合いの場を持ってくださいと、そういうような今要望を上げているところです。ですので今後、県のほうがどういう動きになるか分かりませんが第二、第三の行徳富士ができるのではないかと地元のかがたのご心配などをなくすためにもですね、このこの㊸ゾーン、㊹ゾーンと書いてあるこの部分の土地利用がキチンとなされるように市としては進めていきたいと、基本的にはそう思っています。

西村座長

道路の拡幅はどうなっているのかという質問です、渋滞するけれども道路を拡げるようなことは考えておられるのかという質問です。

事務局（栗林）

緑側の道路ですか、市道側ですか。

西村座長

ここの外側、湾岸線に出て行く道路があってそこが渋滞しているので、道路拡幅みたいなことは考えられないのかという質問です。

丹藤委員

行政指導的にそういうことがあっていいんじゃないかなっていう、この話題が最初に出てきたときから言っているんですが、そういう議論はされているのかどうか。

事務局（栗林）

それについては、開発に伴って本来であれば今おっしゃったような話で市のほうにこの市道、認定されている市道ですので、拡げるというような指導がなされたのかどうかは今、現時点では私のほうからはお答えできないのですが、申し訳ございません。

西村座長

現状はそうはなっていないということですね。

事務局（栗林）

なっていないです。

丹藤委員

それがね、漁港の説明も今の説明もそうなんです、皆さんお役人さんの特性なのかもしれませんが自分の範囲はこって線を引いちゃっているように思えるんですよ。干潟に対してアクセスしたいのはここだよ、じゃあ市民と仕事をしている人が交錯しないように漁港をこっちに持って行っちゃいけないのとかね、ここ全体を見たときに水はこう流れている車はこう流れているだから全体としてはこうあったほうがいいよねっていう、も

う少し鳥瞰的な目とかね、そういうものを本来は行政とか、公益って持っているべきなのに線を引いた内側だけをなんかやってる感じがすごくイライラするというか、もったいないというか、なんで、そのへんの意識は改めていただくために私たちがここにいるのかもしれないんですが、ちょっと意識していただきたいなとお願いします。

西村座長

そういう画はあるわけですよ、ここに載っていないので、ダブってもいいからやってください。

事務局（東條）

行徳湿地の導流堤の工事について補足説明します。この導流堤の矢板、護岸、やはり相当腐食しておりました。そういう事実がありまして、新浜湖側の水位が上がりますとその壊れた穴から水が漏れてですね、丸浜川はだいぶ水位が低いものですからこちらのほうに浸透してですね、護岸が崩れてしまうというおそれがございましたので、早急にやっているわけなんですけれども、元々塩浜護岸は平成18年からかかっております。その次の具体的な事業ということでこの事業が進められております。それから大きく違うのはですね、今まで3次盛土と説明しましたが、これは土で、特に真間川改修工事で発生した発生土をここで使っているということで、あまりお金もかからない事業なものですから、けっこう進みも早いという状況です。当初予定していたよりも早く進んでいるというような状況です。私どもとしてはできるだけ早くどこもかしこもやってもらいたいという考え方で対応しております。以上です。

東委員

質問なんですけれども、この漁港の先の干潟へ連絡橋をつけて活用することを想定しているというお話ですが運用をどんなふうにお考えなのか、ある程度分かっていることがあったら教えていただきたいのと、それからこの防波堤の高さがどのくらいになるのかなと、ちょっと知りたいので、現状でもちょっと威圧感があるような感じがありますので、現状より高くなっちゃうのかどうかを教えてください。

事務局（森川）

まず干潟の活用ですけれども、基本的にはこの干潟は漁業権免許の与えられた両漁協さんの漁業権のある場所です。ですからその活用につきましては漁業者のかたがたとどういう使い方をしていくか、協議になろうかと思えます。いずれにしましてもせっかくの干潟でございますので、良い活用方法にしたいと考えております。あと防波堤につきましては波浪で計算するわけですけれども、今の防波堤が確かA.P（荒川工事基準面）プラス5メートルで整備されております。基本的には同じ高さになろうかと思えます。ただ護岸敷につきましては今海岸保全区域で2丁目のほうを整備しておりますけれども、その高さに合わせようと考えております。そうしますと今、海岸保全区域が5.6か5.65くらいでやっています、高潮対策の高さ、高波ではなく高潮で考えております。以上です。

及川委員

漁港の防波堤の話が出ましたので、ちょっと言わせていただきます。現状の沖側の防波堤でも我々は低いと感じています。二、三日前の38メートル吹いた風がありましたよね、あのときも漁港の中の船がウチのほうも1艘流れて、行徳さんも1艘流れたように、去年の18号のときなどもまるで波がかぶってしまっていました。波返しの問題とかいろいろあるでしょうが、我々とする現状でいいのかなという気はあります。だから波返しをもっとちゃんとすると越えないでも済むのかと、そのへんはよく分かりませんが、ただ今と同じようにやるのであればもう少し高いのがほしいと思っています。

佐々木委員

漁港の関係で質問させていただきます。先ほど出たように交流広場の位置が非常に東側に寄っているんですが、前にも出ていたと思うんですが一つは歩行者、車、こういうものにどう対応していくか、この場合は特に交流広場をどう活用していくかということもあるかと思いますが、企業のトラックが走る、その中で土、日限定で商売するとか色分けしていかないとこの交通の問題、先ほどの連絡橋で干潟に出る、そういう人が集まってくるようなのができた場合の対応策をどう考えておられるか、ということが一点でございます。それともう一つはコミュニティゾーンの質問をさせていただきますと、現在公園の土地買収につきましては公園目的ということで税金対策ができるんですが、収用事業の買い替え特例というような、そういう地権者の希望が、まだ買収していないでしょうから、そういう希望が出ているのかどうかをおうかがいしたいなと思います。以上二点です。

事務局（森川）

交流広場を使つての干潟との連携ですか、基本的には交通の問題、1丁目の道路につきましては4車線ございます。実情を見ますと4車線のうち両側2車線はほとんど駐車スペースとして、実質1車線ずつの相互通行という状況でございます。以前にも1丁目護岸の要望の中で断面図をイメージ図として出させていただいたんですが、基本的には1車線ずつの相互通行の将来形を考えております。護岸の海側にある程度の遊歩道を整備しまして、かなりのスペースを考えております。漁港につきましても同じようにアクセスとして遊歩道、1丁目から2丁目、3丁目まで行けるような遊歩道を考えております。車の問題につきましては今、漁港計画の中で施設用地、配置も考えておりますし、交流広場のほうにも多少、駐車場は考えています。臨時的な干潟活用の中ではこの漁港施設用地の中で対応していきたいというふうに思っています。ただ、いずれにしてもどの程度の活用方法によるかと思しますので、これはやはり漁協さんと活用方法について今後検討する中で決めていきたいというふうに考えています。

事務局（栗林）

地主さんを回って事業に協力して用地を売ってほしいというお話の中では最低限、隣の下水处理場についても都市計画事業の下水道認可を取ってやっておりますので、全て買い替えの特例の対象になっております。ただ本市の場合は先ほども言いましたように公園事業以外については今手続きがやっと終わったところです。これまで収用事業の認定手続きを

しないと税の特例が受けられないという状況がございましたので、ここでなんとか買えるようになってくるのかなと思っております。それで、だいたい地権者が全部で25名いらっしゃるんですが、基本的に事業そのものに反対のかたはいらっしゃいません。ただし市が提示している金額がございまして、これは第三者の鑑定士さんが鑑定された金額なんですけれども、それについてどうしてもご不満のかたがいらっしゃるのがやはり常だものですから、そういう状況と、あともう一つはですね、中で仕事をされているというか、置場等に使われているかたがいらっしゃるにしまして代替地を希望されているかたがございまして、そういうかたのための代替地の斡旋を、市が持っている他の土地なども斡旋しながら譲っていただけないかというような作業を進めていると、そういう状況でございます。

西村座長

よろしいですか、では川口さん、そのあと安達さん。

川口委員

なるべく建設的な意見を言おうと思って、発言しようか迷っていたんですけど前回の会議でも丹藤さんからも僕からも出たと思うんですが、この漁港の完成は、僕はすぐ想像するんですけど、本当にこれは美しくないですよ、これは今東さんからも質問が出て、干潮時にA.P5メートルのコンクリートの塊が突如1キロ近く現れるわけですよ、できたばかりのときはコンクリートの打ちっぱなしでしょうからある程度きれいなんですけれど、半年も経つと真っ黒になってきますよね、そのときにこの直線です、塊がずっとあって、せつかくこうやって懇談会でいろんな人が何年もかけて懇談してきて、この会議の結末がこれかよと、市川市の案というのは、悲しくなりますねこの案は。どこにも工夫がないですよ。漁港を早く作らなきゃいけないという一方でそういうニーズがあつて、どういう委託の仕方をしているかあれなんですけど、むしろこれコンペでもやっっているようなアイデアを募ったほうが時間的なロスはあるんですけど経費もかからないしコンペであれば。これ、できてですね、それから中身もそうなんですけれど、親水公園とか親水沿岸なんて言っているけれど一番おそらく行徳駅からのアプローチでも塩浜の駅から見ても一番遠いところに交流広場があるんですよ。730メートルくらい一番遠いところにあるわけですよ。これ私は3丁目、2丁目のほうから何度も歩いたことがあるんですけども、やっぱりこの距離700メートル先に交流広場があるというのは辛いですよ、駅から見てね。だからやっぱり動線から考えても交流広場の位置が逆だと思うし、それから東防波堤の内側には船は泊めなくなったんですか、前の画だと直角に船が並んでいたように思うんですけども、これはなくなったんですか。もういらなくなった。前、前回、スケール、縮尺が合っているかどうかで質問をしたときの図面には船が泊まっていたと思うんですけど、とにかくこれ真っ直ぐです、干潮時、恐ろしくなりますね、刑務所の塀が出ているですよ。一年経ったら見る影ないですよ、このまま造ったら。再考できないんですかね、いかがですか。

事務局（森川）

では今のご意見について。まず確かに前面海側に防波堤が 1 キロ近くございます。基本的に今の漁港は防波堤後背、裏側に漁船を泊めています。ですから先ほども漁業者のほうからありました、波が越波して船が波をかぶってしまった。防波堤の裏側に船を着けるといのはあまりないんですね、今の市川漁港は逆にまれな漁港の状態です。先ほどもありましたように 5 メートルでも低いというご意見もございました。ですからある程度越波もあると思います。ただその裏に漁船がないかぎり越波をしてもある程度静穏度は保てるという中で漁船は全てこちらの陸側に配置したと。確かに 1 キロ近くコンクリート構造物が 5 メートルの高さで目に入ってくるというのは確かにご意見のとおりだと思います。今考えている中ではそれをどういうふう改善するかといういい案は浮かんでこないのですが。

西村座長

では関連して、藤原さん。

藤原委員

すみません、遅くなりまして申し訳ありませんでした。川口さん、これ、護岸ですけど、これ直線ではだめなんですか。

川口委員

完成して何年か経ったときのことを考えるとすごく。要するに漁港というのはいろんな自然の地形を利用しながら造っているのが多いからこういうふうに元々直線のところに漁港を造るというハンデはあるんです、あるんですけどもそれにしても 1 キロも厚い壁が、干潮時なんか行ったら 5 メートルも出ちゃうわけでしょ、1 キロも。すさまじいですよ、この姿は。それを想像するとね、やっぱり堤防がその高さでこの距離要るにしても、直線で全部やっちゃうのかっていうところもアイデアが不足だなんていうふうに思っているわけですよ。

藤原委員

高さのほうも 5 メートル 50 じゃ高いって言うことですね。

川口委員

いやいやだからそれはその高さはぜひ必要であればそれは保ちながらそれがきれいにより美しく見えるように、だってせっかく親水性などといっているいろいろな人が寄ってたかって議論しているときに。僕が参加していなければまだいいんですけどもね、懇談会に出ていて、この堤防がそのまま意見も言わずにできたのって話になったときにね、これはとても耐え難い堤防ですね、防波堤ですね。ですからタイムスケジュール的なものもあるでしょう、おそらく。いつ壊れるか分からないところに船を泊めているわけですから。おそらくこの間の台風も本当にヒヤヒヤながら一晩過ごしたんじゃないかと思うんです。それはよく分かるんですけども、だからといって先ほど安達さんのほうからも市川どどんやっつてしまおうと言っている中でこれが市川の案なのかという、たくさんの人の批判に耐えられる漁港なのかどうかというところが僕は大きな視点になると思うんです。なるほど、この期間の中でこういうものができたんだなといわれるような漁港であってほしいなとい

うのが僕の願いなんですね。そういう観点から意見を言っています。

藤原委員

では川口さんのご意見だと直線だとまずいということですね。

川口委員

きれいじゃないですよ。

藤原委員

案はあるんですか。

川口委員

あります。今の案はどうかというと思いつきですから、ベストかどうかは分からないんですけども、それは時間をかければ案は出ますよ。今でもパッと思いつくだけでも二、三案は出ます。

藤原委員

でも普通、漁港は直線の護岸が多いんですよ。

川口委員

いや、それは。もちろん直線の護岸なんてありますよ。ただそれは陸側とどうかというところが問題であって、陸と並行に1キロも5メートルの壁ができるというそのすさまじさを想像しますかという、そういう観点でものを言っているんですけども。

丹藤委員

府中刑務所ですよ、府中刑務所。

西村座長

この件に関してどなたか。この件に関して。

安達委員

私が聞いたかったのはスケジュールのほうが、これについてはどうなっているのかなということなんですけれども。

川口委員

そうなんです、余裕が少しでもとれるのであれば。

事務局（森川）

余裕というのは、できるだけ早く着工したいというのが希望なんですけれども、この業務については今年度で、基本設計という形でとらえています。21年度、基本設計です。ただ最終的な市の庁内合意までは至っていませんから、多少の微調整というのは考えています。ただ、この直線の防波堤が、どういう案か分からないんですが、どういう形になって、微調整で済むものかどうかというのはあるんです。これにつきましてはいろんな部分に庁内合意まで含めたらどんどん表に出していかなくてはならないと思うんです。確かにおっしゃるとおりいろんな意見が出てくると思います。その意見がこの中で最終的にいけるとなったときには手続きを踏んで、ただ、どういうのが望ましいかというのはございます。で実施設計は、この方向で行くのであれば実施設計という次の段階、ステップに入ります。

その中で多少のそういう修正ができるのであればまたその中でご意見をいただければと考えています。

風呂田委員

この懇談会の本質に関わる問題だと思うんですね。最初から私たちがこういう懇談会に入ってきたというのは行徳地区が三番瀬という海に向かい合っていて、それは東京湾の一つの顔であると、ラムサール条約に登録しようかというくらい大切にしていきたいという空間が目の前にある、それをどのように活用してまちづくりをしていくか、自然環境的にも、人間社会的にもですね、いいまちになっていくためにどうしたらいいのかというのがたぶんこの懇談会の参加理由だと思うんです。その中で漁業というのは顔の中のまた顔、中核的な存在ですよ、ということは東京湾のいい面の紹介の入口になるステージなんですよ、その漁港に行ったときに東京湾に対する、あるいは三番瀬に対する期待を持たせるような設計をどこまで議論したんだろうかと、安全管理上とかそういうことである程度構造物としてタイトなものでなくてはならないというのは分かりますけれども、やはりそういう議論を通して、やむを得ないならやむを得ないという理由をやはり明示できないと例えばこの構造物ができてこの漁港ができて誰も来なくなっちゃったと、すいませんすごく勝手なことを言って申し訳ないんですけども。そうした場合に市川市は本当に、あるいはこの懇談会は三番瀬に向かい合ってまちづくりを検討するという意欲があったんですかとそういう批判を受けて逆なことで市川市ダメじゃん、懇談会のメンバーとんでもないじゃんということになってしまうと、私たちが今まで努力してきたことがほとんど無に帰するどころか逆効果になってしまう。いろいろ無理なものはあるとは思いますが、じゃあ三番瀬に向かい合う入口としての漁港機能のためには何が必要となっているのか、そのためには何ができる、でもできないものは何なのか、という議論を一回しないと、いきなり構造物が機能的なもの、あるいは安全への配慮だけでできてしまったときにそういうものとの関連性が全部消えてしまう。例えばの話なぜ浜、昔のような干潟地形が必要かという大きな理由の一つに、やはり高波から街を守る、遠浅の海域、場合によっては浜があったり小さな林があったり湿地があってヨシが生えていることによって消波効果があることは明らかですね。そういうものが前面にあったときにはこういった構造物はどれくらいまで抑えることができるのか、だから構造物を全てコンクリートで固めるのではなくて自然地形の中で考えていくという工夫もあっていいんじゃないか、そのこと自体が三番瀬の景観だとか利用だとかももっとも市民というか地域と密になっていく、そういう戦略を一回ちゃんと議論しないとせっかくこれだけいろいろな人が関与してものを進めていっても、それを成果物として表現できないということになるんじゃないか。だからもうちょっと賢いというか、やはり三番瀬に向かい合っているんだということ表現できるような検討というものを、例えば表側に、例えば葛西なんか前面に導流堤というか石垣、石を置いて干潟域を前面に作っている、あれはもう明らかに消波効果があるわけです。そうした場合にあそこは3メートルくらい高くすれば向こう側が見える。そういったことがもしこの

前のゾーンにあった場合にはこの防波堤の高さはどのくらいまで軽減できるのかとか、そういう検討というものを含めて紹介していただいて皆でまた議論できるような場を考えていただけないかなと思います。同じことはこちらの終末処理場のところの土地利用に対しても言えることで、これがまちづくりの中での検討と何が合致しているのかと、唯一具体的になっているのは少年野球場を作るということだけで、何も夢がないという気がします。なぜ少年野球場じゃなきゃいけないんでしょうか。

西村座長

その漁港の、特に防波堤をどうするかみたいな話は他にご意見があったらまずそのことで。はい、まず安達さん。

安達委員

もう一回お聞きしたいんですけど、そのスケジュールとして、とりあえず庁内ではまだ最終的には固まっていないと、じゃあそれがいつぐらいに大体固まる見通しで、その後もう水産庁とか関係省庁も絡んでくるかと思うんですね、そういうところとの協議とか、実際に現時点でこれで進めるという話になった場合に、大体いつぐらいに出来上がるかっていうのは、以前にお話されたことはあるかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

事務局（森川）

仮にこの案で進んだ場合、内部的なものを今年の前半でまとめまして、次に実施設計に入りたいと思っています。実施設計の予算を9月頃いただきまして、今年度中にやりたいと。当初23年度着手ということで進めていたんですが、国のほうの採択等もございますものですから、早くて24年度になってしまうのではないかと、で工事期間につきましては現在の漁港の船舶の航行を生かしながらやらざるを得ないということと、あと海苔の時期、漁期の問題もございますものですから5年から10年という巾、かなり巾は、期間は必要になるのではないかと考えております。

安達委員

やはり私は一番気になるのはその時間の部分です。漁業者のかたはもちろんですけれども、市民が海に触れられるのは、実際そうすると10年だとすると何年先になるんですかね。今温暖化で将来のことがいろいろ議論されていますけど、そんなようなかなり先のような話で、それこそこの中の誰がいったいそれを見ることができんだろうかとかです（笑）。冗談にならないような話になってくるかと思うんですね。だからこそスケジュール、先ほど別の話で風呂田先生から話がありましたけれど、そこをこう、見極めながら、詰めていくということが必要なんではないかなと思っているのがまず一点。詰めるべきというか、私はとにかくまず急ぐべきだろうと、何よりもこの区域というのは、そういう意味では先ほどいろいろ行政の役割分担の話がありましたけれど、市が力を入れられるところだと思しますのでその意味でも全体の中でどういうふうに行き先を先行させていくかという意味でも重要な場所だろうと思います。関連して最後に一点だけ交流広場の件で、先ほど場所についていろいろ話が出ましたけれども、私自身実際この前面の干潟の部分ですね、組合のか

たの許可を得て入らせていただいたりとか、市の観察会とかで行きながら思うんですけれど、けっこうそこも広いですし、実際そちらのほうとのアクセスとか考えるとあまり、逆に駅寄りのほうに持っていくというのが実際の活用の仕方としてはけっこうこれは疲れるだろうなという気はしました。それはそういう意見があるということで留めておきたいと思いますが。

西村座長

つまりこちら側のほうが、左側のほうが近いと。

安達委員

私はいいんじゃないかと、海とふれあえるスペースと近いほうがいいんじゃないかなという気はするんですけれどもね。

歌代委員

今、防波堤のことで、私は機能的、機能性を考えてこれでしょうかないのかなというふうには当初は思ったんですけど、皆さんのお話を聞いていると、もう少し何か工夫ができればと考え直しております。ということは私も護岸の形態でもって一律に3対1の石積み護岸でもってやるのは反対だよというふうにいつも言っておるんです。いろいろバリエーションをつけてですね、やはり目で見てきれいだ、楽しい、そういうような護岸を望んでいるわけでございます。ですからやはりこの堤防についても、画一的に一直線で1キロ近くあるのは見た感じがどうかなというふうに思います。ですから何か工夫があれば、工夫していただければと思います。それと護岸でございますが、左のほうの親水性護岸ということではありますが、この先の航路側の行徳漁港寄りの護岸はある程度形態が決まりました。2対1の石積み護岸というようなことで護岸検討委員会では決まったんですが、それに続いてこの親水性の護岸、ここの形態を考えているのかどうかということと、この漁港内の、施設内の護岸はどのような構造でやるのか、また、垂直護岸であれば経費的にも安くなると思いますがその点どのような考えでいるのか、よろしくお願いします。

西村座長

はい、いかがでしょうか。

事務局（田草川）

まず、もう一度防波堤の検討をということなんですけれども、これは確かに機能的で一番安くできるということだと思うんですね、ですけれどももっと工夫できるかどうかもう一度、今風呂田委員が言われたように、確かに三番瀬にふさわしい原風景に近いもの、より近いものができればですね、それにこしたことはないと思います。ただそれが本当に国庫補助でできるかどうか、そういうことはあると思いますので、一度、とにかく一旦検討させていただきたいと思います。それからこの位置なんですけれども、これはこの前も言ったんですけれども、私たちのほうが悪いんですけれども、ここだけ見せるからいけないんで、本当は1丁目から3丁目まで全部護岸を繋げるとですね、ここにもありますけれども、この1丁目の先にもそういう拠点があったり、それから駅前には公園があっ

ですね、さらに 3 丁目の脇には環境学習施設があると、そういうふうに点在しているんですね、そこを遊歩道で繋いでいくという構想なものですから、なにも駅に近くということでもなくてもいいのかなと思ったんです。そういうことで目の前の干潟に一番近いところに位置付けたと。ですから今度のときにもう一度全体的なそういう交流の、あるいは公園的な、拠点の位置を落として、それらをどうやって繋いでいるか、そこを遊歩道もどういう断面で繋いでいるか、というものを用意するようにいたします。

西村座長

それともう一つ親水性護岸をどうするのかということは。

事務局（森川）

今、県のほうの 1 丁目護岸の形が概ね決まっております。漁港区域につきましても連続性を考えた場合やはり同じ形態が一番いいかなと、いうふうに考えています。ですから今、石積みというか、ブロックになるか分かりませんが 1 対 2 という勾配の中で、中段に踊り場を設けての連続性ということで、護岸の連続性を漁港の中でも 1 丁目と併せて考えていくという考えでございます。

歌代委員

あと、漁港施設内の護岸は。

事務局（森川）

漁港の中の、今おっしゃっているのは漁港の区域外で、緑の斜め斜線部分の、1 丁目側ですね、については今言った説明でございます。あと、船がついている部分の護岸については全部直（ちよく）です、直立の護岸になります。

歌代委員

やはり県と市とで振り分けて、経費的なものは。

事務局（森川）

これは基本的には事業主体は市川市がやるんですが、その中で補助制度がございますものですから国の補助金と県の補助金とを合わせて支援をしていただくと、いう形です。

及川委員

ちょっといいですか。

西村座長

はい、どうぞ。

及川委員

この前の護岸の委員会で 1 丁目の形状は決まりましたけれど、3 例目の護岸の話といたらおかしいんだけど、地盤改良云々というヤツがありましたよね、あれが波を消すには一番いいんだと、という話で、委員長は違う方法もあるよという話をしていましたね、我々とする漁港の入口はなるべく波が消えるような構造にしてほしいんでね、それが地盤改良しなくてもできるのであればそういう形で、西側はくっついているからしょうがないけれども、東側くらいはやってほしいなと思っています、以上です。

西村座長

何かありますか。

事務局（森川）

東側につきましては航路、濤を使って船舶が航行しますものですから反射波があつてはいけないということは大前提の中で考えていかななくてはならないと思っています。

西村座長

何か、川口さん、はい、どうぞ。

川口委員

海岸線は3丁目から2丁目から1丁目まで3キロ近いんですけど、2,600メートル、その距離そのものを歩くのはウォーキングをやる人にとっては長い距離ではないんですね、だけれど1丁目のほうに行くと、先ほど佐々木委員のほうからも出たようにですね、工場があつて、大型ダンプや何か猛スピードで走るような状況なんですね、だから、そういうところはたとえ100メートルでも遠いんですよ。だからそこを1キロ先にね、交流広場があるっていうのが僕はデメリットだという意見を言っているんですけどね。

事務局（田草川）

干潟の前ではなくても良いということですか。

川口委員

だから漁港とくつついていけばいいですよ、そうであれば親水性のある漁港だし、その漁港が市民にも親しまれて漁業者の人が帰ってきて、大漁で帰ってきたときに見てる人もワクワクするじゃないですか。だから漁港があれば交流広場っていうのは、そこにくつついてさえいけばいいと思うんですよ、干潟の前じゃなくても。というふうに考えているんです。ですから前の市川市の案でもグリーンベルトゾーンとか言って海岸線にプロムナード式の、ああいうところであれば3キロだろうと5キロだろうと天気の良い日は歩けるんですけど、片側はすごい1丁目は工場地帯だし、とにかく激しい交通量のあるところですので、そのアプローチとかまちづくりもやはりとても大事なことだなと感じていますけれども。

西村座長

一つ確認ですけれども前回の議論を思い出してみると漁業の船とそれ以外の船があまり交わらないようにするにはどこかで先でわけたほうが良いということで確か左のほうで分けるということの説明を受けたように思うんですけどそのへんは。

事務局（森川）

今おっしゃるとおり、議論が今干潟の位置ということでなっているんですが、交流広場という意味で、そういう部分でご説明したんですが、そもそも漁船以外の船舶の泊地ということで東側に持ってきた理由は今座長さんのほうがおっしゃったとおり漁船と普通の船舶が交わらない、一緒にならないように配置しなくてはならない、これを例えば今西側にも持ってきた場合、どうしても泊地の中に一般の船舶を通さなくてはならない、これは漁港の

管理上も漁業者との問題も大きな弊害になるものですから、それを避けるために東側に持ってきた経緯がございます。交流広場という部分で捕らえますと確かに川口さんのおっしゃるとおりべつに干潟の前ではなくてもいいのではないかとこの確かにご意見はございます。ただ私どもとしましてはこの、漁業者が漁船で入ってくるのはこちら側だけしかないという状況になります。漁船がいっぱい荷を積んでくるのはその手前で皆降ろしてしまいますものですから、そうするとやはり交流広場というのはこちらにあったほうが私はいいいんじゃないかと。プロムナード的な遊歩道の話を見せていただいたんですが、この漁港の脇につきましても 1 丁目と同じように遊歩道的なものを整備する考えでございます。その中である程度緑地帯を設けたり市民が憩えるようなスペースも考えていきます。

川口委員

これを見ると漁港のあいだだけとび出て見えるんだよね。

事務局（森川）

これは道路の車線、車道部分が 4 車線、先ほど説明したとおりあるんですが、その 4 車線のうち 2 車線は確保しますけれども、あと 2 車線を使って遊歩道的なものを整備しようということで考えております。漁港の後背地にもそういうものができるという予定です。

歌代委員

もう一点、ここにうすくですね、漁港のところに栈橋、だと思ふんですが、これは栈橋ですよね、この撤去はどこでやるんですか。費用がかかる。

藤原委員

古いやつですか。

歌代委員

古いやつです。

事務局（森川）

この撤去についてはまだ漁協さんとは協議しておりません。ただ漁港を整備する上では当然支障になりますものですから撤去せざるをえない、しなくてはならないのは事実でございます。ただ今この段階でどちらが撤去するかという協議はしておりません。

歌代委員

お金がかかる。億というお金が。

西村座長

はい、佐々木さんどうぞ。

佐々木委員

私のほうとしてはですね、とにかく 1 丁目を早くやってくれということを県に、この漁港から東側の護岸検討については早く着工して早く終わらせてくれということで言い続けてですね、県は今の予定では 3 年くらいで格好をつけるということになっております。漁港のことであまり引きずられたくはないんですが、確かに川口委員の言うように造った方がいいがコンクリート壁が並ぶというのはイメージしてもあまり良くない、同じようにお金をか

けてやるのであればもっといい方法があるかも知れませんが、そのへんの検討というのは絶対に必要だと思っています。二重矢板という形のイメージからいくと、上にコンクリートが張ってあって縦に線が入って赤錆が出ていてというイメージが頭に浮かびます。そのへんは新しい工法も出ていでしょうからいろいろな面で検討の余地があるかなど。それともう一つは連絡橋についてですが、これは防波堤の上にも降りられるような連絡橋ですか、それとも跨いで向こうに行くようなものなのでしょうか、どういう形になるのかご説明願いたい。

事務局（森川）

連絡橋についてのご質問なんですけれども、基本的に防波堤には降りない、越えるという形で考えています。先ほど言いましたように船舶がここに係留するわけではございませんから、また連絡橋の下を船舶が通りますものですから、ある程度の高さ、クリアは確保しなくてはならない、その中で防波堤も越えた位置で連絡橋が整備される、という状況です。

川口委員

ぜひ造られるかたは気をつけてほしいんですけれども、僕も長く設計の仕事をしていますから、出来て完成してしまうとですね、そのとき時間がなかったとか、予算内でギリギリでやったとかいうことはまったく誰も興味を持ちません。完成したものしか見ませんから、そのときのいろいろなことで苦勞をして、短い時間でやったんだとか、予算が足りなくてこの中でギリギリでやったんだっていうことは、後では言い訳は絶対ききませんので、やはり完成したものがどうなのかということが後々は全部議論的になりますのでその点だけは十分に気をつけてやってもらいたいと思います。

西村座長

例えば関西空港ありますよね、あれ少しアールがついてちょっと盛り上がっていて、だから本当にちょっとアールがついてちょっと曲線がついているだけで全然感じが違うんだと思うんですよね、それをこういうところで本当にちょっとやるだけでも遠目で見るとずいぶんなものになってくると思うんです。だからそんなにめちゃくちゃなことではないと思うわけ。ですからちょっとした工夫がね、で、まあ端っこのほうが少し低くなってとか、ちょっとしたことだと思うんですよね。おそらくこの基本設計というのはこの場所にこれぐらいのものがあってこれだけの船が着いてこういう形で大体の防波堤を造るということはなかなか大幅には変えにくいと思いますけれど、ちょっとした設計の工夫でね、あまり標準的なものから外れずに、補助金もそれなりに貰えるようなものというのは頑張れば工夫の道があるんじゃないかと思うんです。はい、どうぞ。

及川委員

外側の防波堤、直線じゃまずいということなんで、我々からすると例えば西防波堤だけをとった場合に左右を沖へ出して、ゆるい弧にする、そうじゃないと、逆にしたら意味ないから。直線がだめだということであればそういう形しか。途中で曲げるとかは別として。基本的に直線でいくとして、変化をつけるとしたら、そういう形だったら中の船にはそん

なに問題はないのではないかと思います。

事務局（森川）

今いただいたご意見、アイデア、それを踏まえてもう一度検討させていただきます。

風呂田委員

これは及川さんと藤原さんに逆にお願いしたいんですけれども、先だって水産庁の関係で中央水産研究所のほうで、内湾の漁村振興策の一種の提案のコンペで発表会があったんですが、私は審査のほうの委員を担当していたんですが、三河湾と東京湾がメインになっていて、漁村の振興、はっきり言えば漁民、漁業組合関係者のかたの経済的な支援ということになるんですけれど、一番大きな柱は漁場の改良ということで、獲れなければ話にならない、例えばアサリの話であればアサリの移植をどういう範囲でやるか、お互いにアサリの再生産のためには湾全体をどうすればいいか、それは一つのベースです。もう一つ大きな柱になったのが、漁師、組合のかたたちが今の都会的な中で、例えば観光にしる教育にしる、どういう形で自分たちの仕事としてそれが成り立つだろうかと、そういう話がありました。はっきり言えば三番瀬もそうなんですけれど漁業関係者を通して地域の面白さとかあるいは大切さというものを伝えていくこと自体が一つの新しい産業形態になっていくだろう、またそうしなくてはならないというのが大きな話の流れでした。そうするとこの漁港が出来たとしてもここで、これは一つの舞台であり交通手段であるわけですから何をするのかということを私たちは期待したいと思うんですね、せっかくこれだけの施設があって、ある意味税金をかけてやっていくわけですからできるだけ皆さんにとっても、それからそこを訪れた人にとってもここが使い勝手のいいようなものにする、それは存在ではなくて、そこで何を行うかという営みのほうにかかってくると思うんです。だから組合のほうでもこういう場を使って多くの人を惹きつける、それが自分たちの生活になるためにはどういうアイデアがあって、場合によっては私たちも含めて、行政も含めてどういう連携と支援があったらできるのか、そういう話が展開できるようなお話をいつかいただければありがたいと思いますので、ぜひご検討をよろしく申し上げますということです。

及川委員

今、これはウチのほうの組合だけですけれど、考えているのは海苔の乾燥、製造を各個人の家（うち）でやっているわけなんですよね、そうするとご存知のように市川市は市街化して、ウチの回りも、工場（こうば）の隣が建物って感じなんで、全員じゃなくてもそういう支障のあるかたの工場をこの敷地の中へ建てて、公共の場所ですから単独というわけにはいかないと思いますけれど、漁業的なことを考えて工場を作ったらとは思っています。組合としてですね。あとは護岸の委員会なんかでも他の委員から言われるんですが、漁港があって漁師がいて、何も買えるものが無いのではしょうがないだろうと、だから少なくとも休みの日くらいは店を開けるような感じでやったらどうかなという意見があるんで、そういうのも聞いていますので、それに向かって組合としても努力しようかなとは思っています。今のところはそんなところです。

西村座長

煮詰まったところでまたいろいろと情報を提供していただければと思います。いかがですか、だいたい出尽くしましたか。

風呂田委員

さっきの少年野球場のことは、なぜそこだけ具体的なのか、なぜサッカーじゃダメなのか。

西村座長

はい、そのへん、はいお願いします。コミュニティゾーン。

事務局（栗林）

とりあえず一番最初に構想をご説明したときに将来的には体育館を、少年野球場と先ほどおっしゃった土地のところには体育館を考えております。第一終末処理場の上部利用と連携した形でネットワークが組めるようにということで皆様にはご説明したかと思えます。先ほど少年野球場と言ったのはですね、今、処理場の計画地内とコミュニティゾーンの用地内に 2 面ほどございます。そこしか公式の少年野球の大きさのグラウンドがないのが市川市の現状でして、処理場のほうの工事が始まれば 1 面は使えなくなる、コミュニティゾーンの工事も始まれば当然両方とも使えなくなってしまうので、最低限 1 面は確保しなくてはいけないという市の判断です。当面の措置です。

風呂田委員

現在の野球場も市の野球場なんですか。

事務局（栗林）

はい、地主さんから借りているんですが、その地主さんも県と市に売却しておりますので、変わってきてはおります。ですのでコミュニティゾーンも買収し終わった中で、その土地を当面の間、第一終末処理場の上部利用ができるまでの間だけ少年野球場として活用していきたいと、そういう予定でおります。

風呂田委員

一つ気になるのは東浜のところの少年野球場、浜の中に勝手に作っていますよね、ああいう既得権みたいなものがずっとこういう開発に影響するということであれば非常にまずいことかなと、そういうことではないですね、違いますね。

西村座長

よろしいでしょうか、はい、それではいろいろ白熱しましたが、特に漁港に関してはもう一つだけでも頑張ってもらいたい、でも今日のこれが出ていろいろ意見が出てこれで少しでも前進すれば大きいですよね、これは普通は何も見ないところで進んでもうこれが半年くらい経つと全然後戻りができないわけなので、何を言ってもダメになってしまうところだったものが、これで少しは、そういう意見が出て、ぜひそれは。それはこの場の非常に重要な役割だと思えますから、やっぱり出来ませんでしたとならないで、なんとか努力していただきたいなど、それから交流広場に関しては、ここという案と、それからもう少し近いという案もありましたけれども、もう少しキチンと説明ができればここでもいいのか

なという感じでは納得いただけるんじゃないかと。これだけを見ると分かりにくかったと、それから全体の図面がその場所だけなので、もう少し全体が分かる、いろんな図面をですね、重複を厭わず、これから出していただいでですね、説明をもう少し、全市的などうか地域的などうか、ダブってもいいのでやっていただきたいということです、その他いくつか細かいことはありましたけれどもそこが一番大きかったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ということでいいですか。それではその他、その他にいきたいと思ひます。

事務局（高野）

それでは事務局より2点ほど連絡事項がございます。1点目につきましては委員の委嘱についてであります。委員の皆様におかれましては冒頭で申し上げた通り任期の延長の書類が手元にあるかと存じますが、臨海部の課題や諸問題等が多々、まだありますので、22年度も引き続き当懇談会の委員をよろしくお願ひいたします。次に2点目なんですけれども、平成22年度の開催予定です。年3回を予定しております。1回目を今年の7月に予定しておりますので詳細が決まりましたら別途お知らせ申し上げますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

西村座長

よろしいでしょうか。この懇談会も終りそうもないですね、漁港が出来るまでやらないといけないとなると、ほとんどはこの世にいないと思ひますが。それでは、でも今日はいいい意見が出ましたのでぜひ前向きに進んでいただきたいと思ひます。それではこれで終りたいと思ひます。

事務局（高野）

それでは以上で第28回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会を閉会させていただきます。委員の皆様、長い時間、貴重なご意見をいただき、どうもありがとうございました。

〈閉会〉